

## 令和8年度とくしまサイクルツーリズム地域資源調査事業企画提案募集要項

### 1. 業務概要

#### (1) 業務の目的

「ワールドマスターズゲームズ2027関西の開催」や「大鳴門橋自転車道の開通」などを見据え、本県のサイクルツーリズムの推進に向けたサイクリング環境の計画的な整備や広域的なサイクリングルートの形成、デジタルサイクルマップの作成を円滑かつ効果的に行うための基礎調査として、令和7年度に引き続き、「県内の地域資源調査」を実施することとし、これを企画及び運営する民間事業者(以下「事業者」をいう。)の選定を行うため、公募型プロポーザルにより企画提案を募集する。

#### (2) 委託業務名

令和8年度とくしまサイクルツーリズム地域資源調査事業

#### (3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

#### (4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

#### (5) 委託料上限額

金4,700,000円(消費税及び地方消費税含む)とする。

### 2. 委託契約の方法

#### (1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

#### (2) 契約相手方の選定

公募により企画提案書を募集し、その内容を審査して最優秀提案者を選定し、その提案提出者を契約予定者とする。

### 3. 参加資格

次の全ての要件を満たす法人又は法人以外の団体であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する者であることを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)でないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。
- (5) 役員(法人の監査役及び監事を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。

- ア 成年被後見人又は被保佐人
  - イ 破産者で復権を得ない者
  - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - エ 暴力団の構成員等
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (7) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守している者。
- (8) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でない認められる者でないこと。

#### 4. 参加方法について

プロポーザルへの参加を予定している者は、次のとおり必要書類を提出すること。

##### (1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式第1号） 1部
  - イ 企画提案書（任意様式） 5部  
企画提案書には、次の内容を記載し、「A4サイズ」で「表紙を除いて15ページ以内」とすること。
    - ① 業務全体の実施方針
    - ② 調査地域・調査コースの選定方針及び選定する調査地域・調査コース
    - ③ 調査に携わるサイクリストの選定・運用方針及び安全管理
    - ④ 調査対象の抽出方針及び抽出見込み数
    - ⑤ 写真の撮影及び調査項目のとりまとめの実施方法
    - ⑥ 業務の実施体制・スケジュール
    - ⑦ その他、本事業をより効果的に実施するための提案
  - ウ 見積書（任意様式） 5部  
※ 委託業務に係る消費税額は10%とする。
  - エ その他の添付書類
    - ① 過去の実績（調査事業、自転車関連事業経験の有無）（任意様式） 5部
    - ② 法人の場合は法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写しも可）。  
法人格を有しない場合は、これに類するもの 1部
    - ③ 直近の決算書又はこれに類する書類（確定申告書の写し等） 1部
- (2) 提出期限
- ア 令和8年5月15日（金）午後5時まで（必着）
  - イ、ウ、エ 令和8年5月29日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（期限内必着）により提出すること。

※ 持参の場合は、午前9時から午後5時まで（土日・祝日を除く）に提出すること。

※ 郵送の場合は、書留郵便又は配達証明によること。

(4) 提出先及び問い合わせ先

徳島県観光スポーツ文化政策課自転車交流担当

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

電子メール：kankousportsbunkaseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

電話：088-621-2146

5. 企画提案書を選定するための評価方法等

(1) 評価方法

応募書類の評価（採点）は、提出された企画提案書について、別に設置する委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が行う。

選定委員会は非公開とし、評価内容に関する質問や異議は受け付けない。

応募書類の評価（採点）は、企画提案書による書面審査を基本とする。選定委員会から質問がある場合は、回答期限を設定し、質問状を送付する。ただし、詳細な提案内容の説明等が必要と判断した場合は、提案者によるプレゼンテーションを求める場合がある。この場合の詳細は、提案者に別途通知する。

(2) 評価基準

審査にあたっては、以下の「評価基準」により、総合的に評価し、最優秀者提案者（及び次点者）を選定する。最優秀提案者は、特段の理由がない限り契約候補者に決定する。

評価項目	評価内容	配点
業務の理解度	・ 事業の趣旨を踏まえた企画となっているか。	20
総合的な企画力	・ 業務の実施方針が明確であるか。 ・ 実施内容が具体的かつ効果的なものであるか。	30
提案内容の実現性	・ 実施体制及びスケジュールは実現可能か。 ・ 安全性が担保できる内容になっているか。	30
予算の妥当性	・ 予算内での効果的かつ効率的な提案がなされており、提案内容と整合性が図られているか。	10
過去の実績等	・ 調査事業の実施実績の有無及び内容 ・ 自転車関連事業の実施実績の有無及び内容	10
合計		100

(3) 提案者が1者であった場合の取り扱い

提案者が1者の場合においても、審査を実施するものとし、審査の結果、総合評価が平均60%以上の得点（60点以上）を獲得し、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該事業者を契約候補者として決定する。

(4) 評価結果

評価結果は、企画提案書を提出した全ての者に書面で通知するとともに、最優秀提案者の名称を徳島県ホームページにて公表する。

(5) 評価対象からの除外

次の要件のいずれかに該当した場合は、失格（選定対象から除外）とする。

- ア 3. に記載する参加資格を満たさない者
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 2案以上の企画提案をした場合
- エ 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- オ その他、審査結果に影響を及ぼす尾俺のある不正行為があった場合

6. 提出書類等に係る質疑

(1) 質問の受付期限

令和8年5月18日（月）午後5時まで（必着）

(2) 質問の提出

質問は、質問書（様式第2号）により行うものとし、4. の（4）に示す提出先まで電子メールにより送付するものとする。

なお、口頭での質問は受け付けない。

また、送付後に必ず電話で着信を確認すること。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や参加手続きに関する事項に限るものとし、企画提案書の提出状況や積算に関する内容は受け付けない。

(4) 質問に関する回答

電子メールにより回答し、随時、徳島県のホームページに掲載する。

7. 日 程

令和8年5月 1日（金） 募集開始

令和8年5月15日（金） 参加申込書の提出締切り

令和8年5月18日（月） 質問書の提出締切り

令和8年5月29日（金） 企画提案書、見積書、その他の添付書類の提出締切り

令和8年6月上旬予定 委託候補者選定委員会実施

令和8年6月上旬予定 選定結果通知・契約締結

8. 契約に関する事項について

最優秀提案者は、徳島県観光スポーツ文化政策課長（以下、「観光スポーツ文化政策課長」という。）から、その旨を通知した後、速やかに契約を締結する。

ただし、最優秀提案者であっても、契約条件が調整できない場合には、契約しないことがある。

なお、企画提案書は、あくまでも提案者の企画力、実施能力等を判断するためのものであり、委託内容・経費について再度調整を行った後に契約を締結することとし、選定委員会から出た意見について、業務内容に反映させることがある。

## 9. 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い

成果物及びその構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含むものとする。

また、成果物及びその構成素材に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）、その他の権利は、全て徳島県に帰属するものとする。

## 10. その他の留意事項について

- (1) 企画提案書の作成・提出に要する一切の経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類については、返却しない。
- (3) 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外に提案者に無断で使用しない。
- (4) 企画提案書の提出後は、原則、記載内容の変更を認めない。
- (5) 本要項に関して徳島県から受領した全ての資料は、観光スポーツ文化政策課長の了解を得ないで公表または使用してはならない。